

令和6年度「徳島新時代」具現化アイデアコンテスト委託業務仕様書

1 業務名

令和6年度「徳島新時代」具現化アイデアコンテスト委託業務

2 業務期間

契約締結日から令和6年12月31日（火）まで

3 業務の目的、趣旨

「静かなる有事」とも呼ばれる人口減少やそれともなう労働力不足が進行し、今後10年が地方の正念場となる中、市町村や団体、民間事業者との連携・協働促進により、「地方創生戦国時代」を勝ち抜くための政策の創造や本県の様々な魅力あるコンテンツのブラッシュアップを促進し、「国内外から選ばれる魅力的な地域づくり」を実現する。

4 業務概要

(1) 「徳島新時代」具現化アイデアコンテストの実施

- ① 開催時期 令和6年8月頃
- ② 対象 民間事業者、市町村、団体等
- ③ 内容 民間事業者等との連携やノウハウ、アイデア・技術を活用し、ブラッシュアップを促進することで、本県の地域課題解決や魅力最大化を図る。

5 業務内容

次の業務に関する会場確保、会場設営、運営、撤去、機材手配、機器操作、投影用資料作成、参加者等の誘導、記録のほか円滑な運営実施に必要な準備及び人員の確保を行う。また、県と十分な協議を行うとともに、審査委員などの関係者と調整の上、業務を実施する。

(1) コンテストの概要

- ① 開催方法
 - ア 1次審査として、書類審査を実施。（10組程度を選考）
 - イ 最終審査として、プレゼンテーションによる審査を実施。
- ② 開催日程
令和6年8月頃（詳細は県と協議の上、決定する。）
- ③ 対象
市町村、民間事業者、団体等

- ④ 募集テーマ
県から提示する各分野
- ⑤ アイデアの募集
令和6年5月頃から募集開始
- ⑥ 最終審査会の流れ（最大2時間30分程度）
 - ア プレゼンテーション（1組5分程度）
 - イ 質疑応答（1組5分程度）
 - ウ 採点
 - エ 県政紹介動画（30分程度）
 - オ 表彰式（15分程度）
- ⑦ 表彰等
受賞アイデアについては、県関係部局との協議により、提案者への補助または、県事業としての委託などアイデアの内容に応じた具現化を図る。

（2）委託業務の範囲

- ① アイデア募集チラシの作成・印刷
 - ア 県から提供するデータにより、アイデア募集に関するチラシを印刷すること。
 - イ 仕様：A4、カラー4色、片面 印刷：2000部、コート紙
 - ウ 納期：5月10日（金）
- ② 審査委員との調整
県が選定する審査委員5名程度との各種調整（就任依頼、日程調整、審査手順等の説明、審査会当日の案内、謝金・旅費の支払等）を行うこと。
- ③ 最終審査会の開催
 - ア 県が実施する1次審査通過者に対し、最終審査会を令和6年8月頃に開催すること。
 - イ 1次審査通過者によるプレゼンテーションにより、県と外部有識者による審査委員が審査すること。
 - ウ 受託者において、最終審査会会場の確保及び当日の運営等を行うこと。
また、事前にシナリオ、スタッフ動線、資料（当日配付資料、審査委員用資料）等を作成・印刷し、県と共有すること。
 - エ 会場は、徳島県庁万代庁舎からのアクセスを考慮の上、スクール形式で140人程度以上の参加が可能なメイン会場とメイン会場付近で審査委員控え室兼審査結果を協議するための会議室を確保すること。
 - オ 他のイベント等で司会を行った実績がある司会者を配置すること。（司会者の出演経費（交通費含む）は委託料に含む。）
 - カ 参加者がオンラインで参加できるよう、パソコン、スクリーン、プロジェクタ、

音響等必要な機器を用意すること。

キ 最終審査会の様子をオンラインでLIVE配信すること。

ク 吊り看板、受付看板の設置等、会場の装飾を行うこと。

ケ 会場の事前準備及び設営に係る会場との連絡調整を行うこと。

コ 最終審査会当日の運営に当たっては、必要な機器及び臨機応変に対応可能な人員を確保すること。

④ アンケートの実施

参加者を対象としてアンケートを実施し、集計と分析を行うこと。

(3) 納品物

① チラシ

② 最終審査会の写真データ

③ アンケートとその集計・分析結果

④ 実施報告書（実施日、コンテスト概要、応募状況、審査結果、開催結果）

(4) 再委託の制限

① 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

② 受託者は、本業の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に関する管理方法等の必要事項を報告しなければならない。

(5) その他

① 本業務を遂行するに当たり、受託者は県と常に緊密な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。なお、県及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合がある。その場合においても、引き続き、受託者の責任により取り止め等の対応を行うものとする。

② 県の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。

③ 本事業を行う上で、必要となる物品や各種業務については、徳島県内の事業者から優先調達するよう努めること。

④ 参加者等との調整により、想定されている人数等が変更する可能性があるため、柔軟に対応できる体制を整備すること。

⑤ 当該業務内容の変更等に伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて協議の上、対応すること。

⑥ 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、県がその損害を県の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、県もそ

の損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定する。

- ⑦ 本業務を遂行する上で知り得た情報は、県の承認を得ること無く第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用したりしないこと。委託期間の終了または解除された後についても同様とする。
- ⑧ 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- ⑨ 業務計画に記載した事項を変更する必要があると判断したときは、県に対してその旨の届出を行い、県の指示に従わなければならない。
- ⑩ 仕様書に無い項目で疑義が生じた場合、その都度県と協議を行うこと。
- ⑪ 本業務を実施する上で、必要な資料、画像、映像等について、県から受託者に提供するものとする。受託者は責任をもって資料等の管理を行うとともに、返却する必要があるものについては、業務完了後速やかに返却すること。
- ⑫ 受託者は、本業務の成果物及び電子データ（受託者が本業務より前から所有していたデータ等を除く。）等に係る全ての著作権（著作権法第21条から第28条までの権利を含む。）を当該成果物引渡しの時に、県へ無償で譲渡（以後、県に帰属）するものとする。
- ⑬ 受託者は本業務の成果物について、県及び県より正当に権利を取得した第三者並びに当該第三者から権利を継承した者に対し、著作権法第21条から第28条までの権利及び著作者人格権（公表権、氏名表示権及び同一性保持権）を行使できないこととする。ただし、受託者が本業務成果物の二次使用を求める際は、県はその使用を原則無償で許可する。